KN-LINK BOXING CLUB 規約

2019年12月4日 制定·施行 2024年6月1日 改定

第一条 名称

本クラブはKN-LINK BOXING CLUB(以下、本クラブ)と称する。

第二条 目的

本クラブは、生涯スポーツとしてのボクシングの普及と、ボクシングを通じた交流及び人間育成を目的とする。

第三条 入会資格及び手続き

·入会資格

入会資格は、次の条件をすべて満たした方とする。

- ① 本クラブの趣旨に賛同し、本規約に同意及び遵守できる方
- ② 健康状態において、本クラブの受講に支障が生じない方
- ③ 本クラブが入会を認める旨の判断をした者

・入会手続き

入会資格を有する者は、別途定める入会申込用紙に必要事項を記入の上、提出し、入会金 と初回レッスン料または初月月会費を当クラブへ支払い、手続きを完了した時点で本クラブ の会員とする。

第四条 入会金及びレッスン料

- ① 会員は、入会時に入会金とレッスン料または月会費を本クラブが定める方法により支払うものとする。
- ② レッスン料は、キッズクラスは月会費制。その他のクラスは、ワンレッスン制、チケット制、月会費制とする。

ワンレッスン制

レッスンごとに支払いを行う。

•月会費制

- ① 月会費の支払いは、Squareのクレジットカード自動継続課金を利用する。
- ② 毎月27日(休日の場合は翌営業日)に、翌月分を登録したクレジットカードに請求する。
- ③ 月額クレジット支払いができない場合、月末のレッスン時に翌月分の月会費の支払いを行なう。なおその場合、¥550を手数料として別途支払うものとする。

チケット制

- ① 会員は、レッスン受講の際、予め所定のスタンプカードを購入し、レッスン受講時にスタンプカードにスタンプを一つもらう。
- ② スタンプカードは当クラブが管理し、スタンプ欄満了時に返却する。
- ③ スタンプカードの有効期限は、購入日から6週間とする。

- ④ スタンプカードの譲渡は不可とする。
- ⑤ スタンプカード購入後の返金は、受け付けないものとする。
- ⑥ スタンプカードは本クラブにて保管管理する。

第五条 レッスン予約

- ① チケット制会員のレッスンは予約制となり、予約方法はBandアプリを通して行うこととする。
- ② 予約が定員に達した場合、キャンセル待ちをすることができる。
- ③ 予約をキャンセルする場合、レッスン開始2時間前までに当クラブまでその旨を伝えるものとする。連絡がなく、特別な理由が認められない場合、スタンプを一つ消失するものとする。

第六条 レッスン中止について

やむを得ずレッスンを中止せざるを得ない場合、当日の午前10時までに当クラブから連絡するものとする。

第七条 退会 · 休会 · 曜日変更

- ① 会員が本クラブを退会する場合、退会を希望する月の前月10日までに、所定の退会フォームに記入し、本クラブまで提出するものとする。
- ② 会員が本クラブを怪我や病気等やむを得ない場合のみ、月単位での休会をすることができる。休会する場合、休会を希望する月の前月10日までに、所定の休会フォームに記入し、本クラブまで提出するものとし、¥2,200を休会費として支払うものとする。
- ③ 休会の期間は1ヶ月とし、それを超える場合は通常の会費を支払うものとする。
- ④ 前二項に定める退会及び休会手続きが完了していない場合、当該会員が本クラブを利用することがなくとも、当該会員は月会費を支払い義務が発生し、当該会員はこれを支払うものとする。
- ⑤ 参加会場や曜日を変更する場合、定員に空きがある場合は移動を可能とする。その場合、¥550を事務手数料として支払うものとする。
- ⑥ 会員が退会または休会するにあたって、入会金または月会費等の名目で本クラブに支払われた金員は、原則として返金されないものとする。

第八条 退会・休会における不利益負担

退会・休会に伴い月謝金額が変更になる場合、会員がそれらの希望する月の前月10日までに申し出をしなかったことによる一切の不利益(次月以降の分の月会費が請求されてしまった場合等)は、全て会員が負担し、本クラブには請求できないものとする。

第九条 資格の停止及び除名

本クラブは、会員が以下の事項に該当するときは、会員資格の一時停止または除名をすることができる。

- ① 本規約に定める事項に違反したとき。
- ② 本クラブの信用を著しく害し、または会員としての品位を損なった場合やその他公の秩序に反したとき。
- ③ 施設等を故意または過失により破損したとき。
- ④ その他、会員として相応しくないと、本クラブが判断したとき。

第十条 会場

本クラブの開催場所は以下の場所とする。

① 千葉市内のレンタルスペース

ただし、開催場所については、本クラブの事情により変更する可能性があり、その場合、事前に本クラブから会員に変更した場所について連絡する。なお、開催場所の変更により生じた会員の不利益について、本クラブは責任を負わない。開催場所までの移動については、会員の自己責任において行うものとし、本クラブは、その際に生じた事故等について、責任を負わない。

第十一条 個人情報の取り扱い

本クラブは、本クラブの運営によって収集、取得した会員の個人情報について適切に管理する。会員の個人情報について、本クラブは、本クラブの運営や広告宣伝に必要な範囲内で個人情報を利用できる。その他、本クラブは、法令上、開示義務を課されている場合において、個人情報を開示するものとする。

第十二条 スクール生の変更事項

会員は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、本クラブまで報告しなければならない。

第十三条 損害保険への加入

本クラブは、必ずクラブ側で「スポーツ安全保険」への加入手続きを行う。万が一、本クラブ活動中に怪我や事故が起きた場合、本クラブの指導者が、本クラブの管理下における活動中の怪我や事故と認めた場合のみ「スポーツ安全保険」の範囲内で賠償する。

第十四条 免責

本クラブ指導者の管理以外で起きた事故・盗難や、本クラブ指導者の管理下においても指導者の指示に従わないで起きた事故・盗難については、本クラブはその賠償を一切負わないものとする。

第十五条 休校及び閉鎖

天災地変や社会情勢の変化、その他通常のクラブ運営を継続する事が困難となる事由が生じた場合、本クラブを休校もしくは閉鎖することができる。この場合、本クラブは、入会金の返還は行わない。

第十六条 器物破損

会員が施設内で故意に器物を破損した場合は、会員の責任と負担において修復しなければならない。

第十七条 健康管理

本クラブに参加する会員の健康状態に関しては、常に会員または保護者が責任を持って管理するものとし、本クラブは一切の責任を負わない。

第十八条 細則

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本クラブが別に定めることとする。

第十九条 本規約の変更

本規約及び本規約に基づく細則の変更または改正は、本クラブの定めるところにより、変更または改正時点から、会員に対して効力が及ぶものとする。

以上